

「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策」に係る フォローアップについて

平成 16 年 12 月 22 日
架空請求・不当請求に関する
関係省庁等担当課長会議

「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策について」(平成 16 年 9 月 10 日 消費者政策会議決定)では、関係省庁等が一体的に架空請求・不当請求(以下、「架空請求等」という。)の問題に取り組むこととし、対策を決定するとともに、架空請求等に関する消費者トラブルの推移、対策の進捗状況等について、関係省庁等担当課長会議にてフォローアップを行うこととしている。

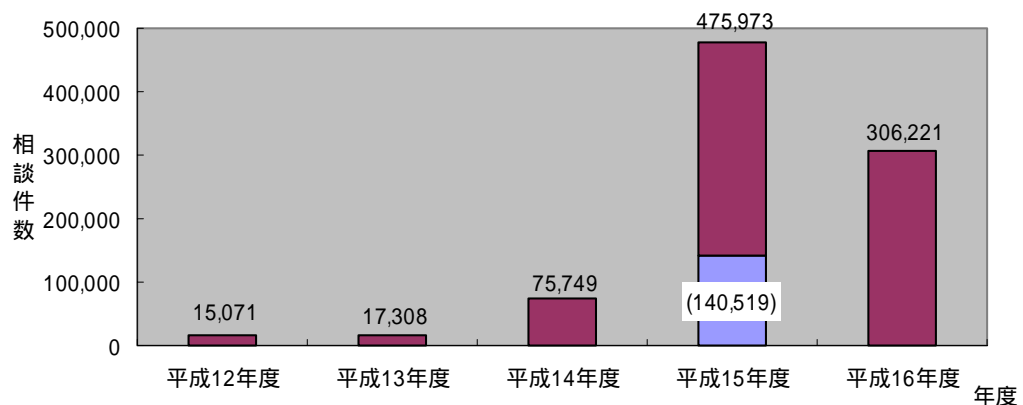
本文書は、関係省庁等担当課長会議(内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、国民生活センター)でのフォローアップの結果等を取りまとめ、公表するものである。

なお、平成 17 年 2 月を目途に関係省庁等担当課長会議を開催し、引き続き、消費者トラブルの推移、対策の進捗状況等についてフォローアップを行うこととする。

1. 消費者トラブルの推移等

- (1) 各地の消費生活センター、国民生活センターに寄せられた架空請求に関する相談件数(平成16年4月1日から11月11日まで)は、約30万件であり、前年同時期に比べ、約2倍となっている。
- (2) また、裁判所書記官が発する支払督促や簡易裁判所で行われる少額訴訟といった制度を悪用したケースが見られ、通知に応じない消費者が不利益を被る結果につながりかねない事例も寄せられている。

架空請求に関する相談件数の動向



(注1)平成15年度の同時期の相談件数は140,519件であり、平成16年度は118%増となっている。

(注2)平成16年11月11日までの登録件数

(国民生活センター作成)

2. 対策の進捗状況等

(1) 携帯電話の犯罪利用の防止

(対策)

総務省は、携帯電話事業者とともに、架空請求等の犯罪に利用されることので多いプリペイド式携帯電話に係る本人確認の徹底やその利用停止等について、警察庁、法務省とも連携しつつ検討を進め、早急に結論を得る。

(推進状況等)

総務省は、プリペイド式携帯電話の犯罪利用の防止に関し、携帯電話事業者とともに、本年6月以降、警察庁、法務省とも連携しつつ検討を進めてきた。平成16年11月30日、携帯電話事業者における自主的措置として、以下のような対策がとられることとなった。

すべてのプリペイド式携帯電話(過去に販売したもの及び譲渡・転売等されたものを含む。)について、来年春頃を目途に(*)、契約者情報の届出義務を課し、携帯電話事業者がすべての契約者を確認・登録する制度に変更する。

(* システム変更に半年程度必要)

制度変更後、契約者情報の届出がないこと等により契約者の確認ができない場合には利用停止する。

制度変更までの措置として、本年中にも、携帯電話事業者は必要に応じて契約者情報の届出を求め、一定期間内に届出がない場合には利用停止を開始する。

総務省においては、今回の対策が着実に遂行されるよう注視するなど、実効性ある対策に向けて引き続き取組みを進める。

(2) 預金口座の不正利用の防止

(対策)

関係省庁は、連携して、預金口座の不正売買を防止するための方策について早急に検討し、平成 16 年 9 月末を目途にその方向性について結論を得る。

金融庁は、架空請求等を行っている事業者に係る消費者からの情報等を金融機関及び警察当局へ提供しており、引き続き、こうした取組みを徹底する。

(推進状況等)

ア 預金口座等の不正売買を防止するための方策

架空請求等に際して、多くの場合、現金の振込先として他人名義の預金口座等が悪用されていることから、その不正利用を防止するため、与野党一致で議員立法により「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の一部改正法案が先の臨時国会に提出され、12月3日に可決・成立した(12月30日施行予定)。

(参考) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の主な改正内容

他人になりすまして預貯金契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、預貯金通帳等の譲受け等をした者及び相手方に当該目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等の譲渡し等をした者について、50万円以下の罰金に処する。

通常の商取引又は金融取引であるなどの正当な理由なく有償で預貯金通帳等の譲受け等及び譲渡し等をした者について、50万円以下の罰金に処する。

及び の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘又は誘引した者も50万円以下の罰金に処する。

業として 及び の罪に当たる行為をした者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

* 上記改正とともに、法律の題名及び目的も改正されている。

イ 金融機関への情報提供等

本年7月1日から9月30日までに金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は1,501件、平成15年9月以降、情報提供を行った累計は6,518件となっている。

また、金融機関では、本年9月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、3,344件の利用停止、2,175件の強制解約等を行っている。

金融庁は、今後も、引き続き、こうした取組を徹底していく。

(参考) 金融庁からの情報提供により金融機関が停止・解約等した件数(累計)

(平成15年9月～平成16年9月)

	平成16年3月末	平成16年6月末	平成16年9月末
情報提供件数	3,527件	5,017件	6,518件
利用停止	1,093件	2,020件	3,344件
強制解約	692件	1,327件	2,175件
調査中	1,568件	1,384件	664件

(注) 架空請求等のほか、ヤミ金など預金口座の不正利用全般に関する停止・解約等の件数。

(3) 警察当局による取締り

(対策)

都道府県警察本部は、架空請求等を行う事業者を詐欺罪等により検挙するなど取締りに当たっているところであるが、今後さらに、対策班の設置等を通じて取締りを積極的に推進する。

警察庁は、架空請求等の被害の発生状況等を集約・分析し、都道府県警察本部へ情報提供を行うなど、都道府県警察本部相互の連携を促進する。

(推進状況等)

各都道府県警察においては、架空請求等を行う事業者を詐欺罪等で検挙するなど、積極的な取締りを行うとともに、警察庁においても都道府県警察への情報提供等を積極的に行っている。

今後は、警察庁内に架空請求を含む振り込め詐欺に対する「緊急対策チーム」を設置し()、警察庁の主導により、これまで以上に都道府県警察間の連携を促進するなどして取締りを強化していくとともに、引き続き犯罪防止対策に必要な犯罪実態の迅速かつ的確な把握及び分析を行うなどして、総合力を發揮した捜査活動、被害防止対策を実施する。

さらに、改正された本人確認法の施行に伴い、今後、預金口座等の不正利用が行われた場合には、金融庁及び金融機関の協力も得ながら、厳正な取締りを行う。

(平成16年12月13日に設置済み。)

(参考) 平成16年1月～10月の架空請求事件の認知・検挙状況

認知件数	4,013件
検挙件数	235件
検挙人員	188人
被害総額	約40億円

(4) 広報・啓発

(対策)

関係府省庁は、相互に連携し、関係団体等の協力を得つつ、消費者に対する広報・啓発活動を強化する。

国民生活センターは、本年 8 月、架空請求等を行っている事業者名を公表したところであり、今後も引き続きこうした取組みを行っていく。

また、内閣府は、上記国民生活センターによる事業者名公表に準じた措置をとるよう、都道府県・政令指定都市に対し要請する。

(対策の推進状況等)

ア 消費者に対する広報・啓発

内閣府、金融庁、警察庁、総務省、法務省、国民生活センターは、連携して、架空請求等への注意を呼びかけるポスターやリーフレットを作成し、11 月中旬以降、関係団体等の協力の下、金融機関や駅、携帯ショップなど多くの場所で幅広い配布・掲示を行った。

イ 事業者名の公表

国民生活センターは、架空請求等を行っている事業者名を本年 8 月以降毎月、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO - NET)に登録された架空請求に関する相談件数が多い上位 30 業者名及び国民生活センターが直近の 1 ヶ月に相談を受け付けた架空請求に関する相談のうち相談件数が 2 件以上の事業者名を公表している。今後も引き続きこうした取組みを行い、消費者へ注意を呼びかけていく。

内閣府は、上記国民生活センターによる事業者名公表に準じた措置をとるよう、9 月 29 日に都道府県・政令指定都市に対し要請した。

(参考) 事業者名公表を実施している都道府県及び政令指定都市(平成 16 年 11 月 30 現在)

都道府県レベル(北海道、青森県、岩手県、福島県、茨城県、東京都、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、大阪府、三重県、滋賀県、鳥取県、島根県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県)

政令指定都市レベル(仙台市、川崎市、京都市、神戸市、広島市、福岡市)

3. 新たな対策

(1) 新たな手口への対応

ア 法務省は、新しいタイプの架空請求等について(裁判所書記官が発する支払督促や裁判所で行われる少額訴訟といった制度を仮装し、又は悪用するケース)、消費者の注意を喚起すべく、法務省のホームページに支払督促や少額訴訟の制度の概要や上記の架空請求等に対する対処方法等を掲載する(平成 16 年 12 月)。

イ 内閣府、法務省、国民生活センターは、相互に連携し、上記の新しいタイプの架空請求等について、消費者に対する広報・啓発を実施する(平成 17 年 1 月以降)。

(2) 中学生・高校生に対する広報・啓発

架空請求等の被害が中学生・高校生にも見られることから、内閣府、文部科学省、警察庁、金融庁、総務省、法務省、国民生活センターは、相互に連携し、中学生・高校生向けの内容のポスターを作成し、全国の中学校、高等学校等に配布し、広報・啓発を行う(平成 17 年 1 月)。